

平成28年6月30日

横浜市長 林 文子 様

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

理事長 馬場 洋一



特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告  
にかかると改善措置の実施について（報告—4）

標記について、次のとおり報告いたします。

- 1 経理の基準に関する改善について（法第45条第1項第3号）
- 2 法令違反に関する改善について（法第45条第1項第7号）

昨年5月29日、貴市からの改善勧告を受け、平成26年度決算では、銀行口座や会計帳簿等の調査を行い、元経理担当職員によって引き出された金額（8,151,406円）を、活動計算書で業務上横領による損害額として計上するとともに、貸借対照表及び財産目録において、損害賠償請求権として同額を計上しました。また、同じく元経理担当職員による不明な入金（2,870,000円）を負債勘定仮受金として処理し、その内容が明らかになり次第、適正な勘定科目等に仕訳をこととし、これにより平成26年度決算書は法人の資産、負債及び資本の真実な内容を明瞭に表示し、総会承認後所轄庁に提出済みです。

平成27年度決算においても、法第27条の規定に基づき法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、真実な内容を明瞭に記録しております。なお、平成26年度決算における仮受金については、内容が明らかになっていないため、平成27年度決算においても2,870,000円として計上しております。

認定基準の適合にも係る不適正な状況を引き起こした原因である会計・経理をはじめとする管理運営体制については、別紙のとおり改善措置を執るとともに、継続して適切に運用しております。なお、今後も必要に応じ引き続き所要の措置を実施します。

- 3 監査職務の遵守に関する改善について（法第18条）

監査職務を適切かつ適正に行うため、平成27年度から理事会へ出席し、理事の業務執行について意見を述べております。また、「監査チェックリスト」を使用した中間監査を平成27年12月19日に実施し、会計と業務の両面に亘り必要な指摘を行ないました。今後も同様な監査職務の充実に努めます。

- 4 再建計画に基づく事業再開の状況について

当法人の主要事業である助成事業について、平成27年9月策定の再建計画に基づ



き、平成28年1月の総会で助成申請の内容を審査する選考委員が承認され、平成28年度事業として、事業再開後はじめての助成金を平成28年6月、5団体に助成しました。

(別紙)

特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告にかかる  
改善措置の実施について

特定非営利活動法人  
神奈川子ども未来ファンド

具体的施策	達成状況(実施時期)
1 全体 ・再建計画の策定	H27. 9総会決議し実施中
2 事務局内の諸管理の整備強化 ・文書管理マニュアルの制定 ・文書管理マニュアルに沿った文書の保管方法の変更 ・文書保管方法の変更決裁及び委任マニュアルの制定と実施 ・役員担当業務表に基づく役員分担の明確化	H27. 6制定し運用中 H27. 6実施 H27. 6制定し運用中 H27. 6実施
3 会計経理の適正化 ・通帳、印鑑の個別管理 ・出納責任者の設置 ・現金等取扱マニュアルの改定 ・現金残高と通帳残高と帳簿の定期的な確認 ・複数職員によるチェック機能の整備 ・会計事務所との委託契約の締結、的確な会計処理の実施 ・四半期ごとの収支状況の理事会への報告 ・監査業務研修と模擬監査の実施 ・経理規程の整備 ・中間監査の実施と監査報告の理事会への報告	H26. 11実施 H26. 11実施 H26. 12改定し実施 H26. 12以降実施 H27. 1実施 H27. 1実施 H27. 4実施 H27. 5実施 H27. 6制定し運用中 H27. 10実施
4 情報公開 ・ホームページにおける改善内容等の発信 ・広報誌における改善内容等の発信	H26. 12以降随時実施 H27. 12実施
5 その他(今後の計画等) ・役員改選期(平成28年4月)にあわせた理事増強と常任理事職の設置 ・定款の一部改正による専門支援委員の活用 ・運営委員会の再開	H28. 5理事を8名から10名に増強 H28. 5総会決議 H28. 3再発足
(備考)	